■　算定基礎届チェックシート

※被保険者報酬月額算定基礎届報告書、算定基礎届と併せて必ずご提出ください。組合担当者へ連絡事項がある場合は備考欄に記載してください。

	チェック項目	チェック	備　考
1	「被保険者報酬月額算定基礎届報告書」に記載漏れはありませんか。 ※給与の〆日/支払日/所定労働日数等　漏れのないように記載してください	□	
2	記号・番号は健康保険のものを記載していますか。 （誤って厚生年金の番号を記載していませんか）	□	
3	70歳以上の方も記載していますか。 （厚生年金のみ資格喪失している方の記載漏れはありませんか）	□	
4	従前の標準報酬月額は正しく記載していますか。	□	
5	6月1日以降に資格取得した方を記載していませんか。 ※6月1日以降の資格取得の方は算定基礎届の提出は不要です	□	
6	6月30日以前の退職者を記載していませんか。 ※資格喪失日が6月30日以前の方は算定基礎届の提出は不要です	□	
7	昨年の算定基礎届または７～９月の月額変更届の提出以降、随時改定に該当している方の提出漏れはありませんか。 ※提出漏れがあった場合、以下の書類とあわせて月額変更届を早急にご提出ください ・改定月前４か月分の賃金台帳の写し ・改定月前４か月分の出勤簿（役員の場合議事録）の写し ・遅延理由書	□	
8	月給制の方の支払基礎日数は「欠勤控除の計算の基となる日数」－「欠勤日数」で計算して記載していますか。また、欠勤がある場合は備考欄に欠勤日数を記載していますか。 ※「計算の基となる日数」とは、給与規定や就業規則等で定められた日数です	□	
9	４分の３条件を満たすパートタイム労働者について、備考欄に「パート」の記載をしていますか。	□	
10	短時間労働者について、備考欄に「短時間労働者」の記載をしていますか。	□	
11	現在組合に届出ている区分（短時間労働者の該当・不該当）に誤りや変更はありませんか。 （区分変更届の提出漏れはありませんか）	□	
12	区分変更による月額変更届の提出漏れはありませんか。	□	

裏面あり

■　算定基礎届チェックシート

※被保険者報酬月額算定基礎届報告書、算定基礎届と併せて必ずご提出ください。組合担当者へ連絡事項がある場合は備考欄に記載してください。

	チェック項目	チェック	備　考
13	休職中（産休/育休/介護休/病休等）の方について、備考欄に休業理由を記載していますか。	□	
14	３月１日以降に資格取得した方について、算定対象の４～６月のうち、１か月分満額給与が支給されていない月がある場合は、その月を除いて算定していますか。 また、備考欄に資格取得年月日を記載していますか。	□	
15	従前の標準報酬月額と今回の算定の決定月額に２等級以上差がある方について、算定対象の４～６月の間に、固定的賃金の変動または給与体系の変更等がないこと、賞与や永年勤続報奨等が含まれていないことを確認していますか。 また、備考欄に２等級以上の差が生じた理由（残業増/夜勤減等）を記載していますか。	□	
16	従前の標準報酬月額と今回の算定の決定月額に２等級以上差がある方について、算定対象の４～６月の間に固定的賃金の変動または給与体系の変更等がある場合、備考欄に月変予定月（８月/９月月変予定）または月変不該当の旨を記載していますか。 また、７月月変の方は月額変更届を提出していますか。	□	
17	３月以前の昇給や支給漏れにより報酬の調整を行っている月がある場合、その遡及支給分を除いて正しく計上していますか。 また、備考欄にその理由を記載していますか。	□	
18	以前から勤務していた方が雇用形態の変更により資格取得した場合（パートから常勤等）、資格取得前の給与および残業代等の変動手当を除いて算定していますか。	□	
19	昨年の６月以降の資格取得者のうち、資格取得時に届出た報酬月額に誤りはありませんか。	□	
20	算定対象の４～６月における報酬のうち、月により大幅に（10万円以上）報酬差が生じている場合、その理由は変動手当によるもので間違いはありませんか。 （３月以前の報酬を４～６月の報酬で調整するなどしていませんか）	□	

※　以上のチェック内容に基づき、算定基礎届の内容を審査します。
　　内容に誤りがないか、提出前に今一度ご確認ください。

社会保険労務士記載欄